

議 第 234 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 13 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「普通乗車券、定期乗車券及び 1 日乗車券」を「定期乗車券、回数乗車券、1 日乗車券及び 24 時間乗車券」に、「第 1 項第 1 号、第 2 号」を「第 1 項第 2 号、第 3 号」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「170 円」を「180 円」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の 1 割以内の額で管理者が定める額を差し引いた額

第 5 条第 1 項第 6 号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市電の全区間における 24 時間旅客運賃 大人にあつては 1 人につき 600 円以内、小児にあつては 1 人につき 300 円以内で管理者が定める額

第 7 条の見出しを「(特別乗車券)」に改め、同条中「無料乗車券」を「特別乗車券」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 105 条第 1 項」を「第 105 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、第8条第2項の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている普通乗車券及び定期乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に市電を貸切旅客運賃で利用する場合における当該貸切旅客運賃の額は、同日前においても、この条例による改正後の第5条第1項第1号の普通旅客運賃を基準として同項第5号の規定により交通事業管理者が定める額とする。

（提出理由）

普通旅客運賃等の改定、回数旅客運賃の導入等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条 【略】 （運賃） 第2条 市電に乗車する者は、運賃を支払わなければならない。ただし、6歳未満の幼児は、団体旅客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の乳児は、無料とする。 2 前項本文の規定にかかわらず、市電に乗車する者の利便性を向上させる場合で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるときの運賃は、無料とする。 第3条 【略】 （乗車券の発行） 第4条 乗車券の種類は、第7条に規定する場合を除き、<u>定期乗車券、回数乗車券、1日乗車券及び24時間乗車券</u>とし、次条第1項第2号、第3号及び第6号に規定する運賃を支払った者のうち管理者が必要と認めるものに発行する。 （運賃の種別等） 第5条 運賃の種別及び額は、次のとおりとする。 （1）普通旅客運賃 ア 大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。以下同じ。） <u>180円</u>以内で管理者が定める額 イ 小児（小学校又はこれに準ずるものに就学している者以下の者をいう。以下同じ。） アに規定する運賃の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。） （2）定期旅客運賃 別表に掲げる額の範囲内で管理者が定める額	第1条 【略】 （運賃） 第2条 市電に乗車する者は、運賃を支払わなければならない。ただし、6歳未満の幼児は、団体旅客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の乳児は、無料とする。 2 前項本文の規定にかかわらず、市電に乗車する者の利便性を向上させる場合で交通事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるときの運賃は、無料とする。 第3条 【略】 （乗車券の発行） 第4条 乗車券の種類は、第7条に規定する場合を除き、<u>普通乗車券、定期乗車券及び1日乗車券</u>とし、次条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する運賃を支払った者のうち管理者が必要と認めるものに発行する。 （運賃の種別等） 第5条 運賃の種別及び額は、次のとおりとする。 （1）普通旅客運賃 ア 大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。以下同じ。） <u>170円</u>以内で管理者が定める額 イ 小児（小学校又はこれに準ずるものに就学している者以下の者をいう。以下同じ。） アに規定する運賃の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。） （2）定期旅客運賃 別表に掲げる額の範囲内で管理者が定める額

(3) 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の1割以内の額で管理者が定める額を差し引いた額

(4) 団体旅客運賃 基準となる普通旅客運賃から当該運賃の1割の額を差し引いた額の範囲内で管理者が定める額

(5) 貸切旅客運賃

ア 大人貸切旅客運賃 基準となる大人普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

イ 小児貸切旅客運賃 基準となる小児普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

(6) 特殊普通旅客運賃

ア 市電の全区間における1日旅客運賃 大人にあつては1人につき500円以内、小児にあつては1人につき250円以内で管理者が定める額

イ 市電の全区間における24時間旅客運賃 大人にあつては1人につき600円以内、小児にあつては1人につき300円以内で管理者が定める額

ウ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車（以下「他社自動車等」という。）の指定区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における1日旅客運賃 1人につき700円以内で管理者が定める額

エ 市電の全区間並びに他社自動車等の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における1日旅客運賃 1人につき2,000円以内で管理者が定める額

2 管理者が定める方法により乗り継ぎを行う場合は、管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、普通旅客運賃を減額することができる。

第6条 【略】

(特別乗車券)

(3) 削除

(4) 団体旅客運賃 基準となる普通旅客運賃から当該運賃の1割の額を差し引いた額の範囲内で管理者が定める額

(5) 貸切旅客運賃

ア 大人貸切旅客運賃 基準となる大人普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

イ 小児貸切旅客運賃 基準となる小児普通旅客運賃に基づき別に管理者が定める額

(6) 特殊普通旅客運賃

ア 市電の全区間における1日旅客運賃 大人にあつては1人につき500円以内、小児にあつては1人につき250円以内で管理者が定める額

【新規】

イ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車（以下「他社自動車等」という。）の指定区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における1日旅客運賃 1人につき700円以内で管理者が定める額

ウ 市電の全区間並びに他社自動車等の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における1日旅客運賃 1人につき2,000円以内で管理者が定める額

2 管理者が定める方法により乗り継ぎを行う場合は、管理者は、前項第1号の規定にかかわらず、普通旅客運賃を減額することができる。

第6条 【略】

(無料乗車券)

第7条 管理者は、事業上その他特別の理由により必要があると認めるものに対しては、<u>特別乗車券</u>を発行することができる。 (運賃の割引) 第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は団体旅客運賃を5割の範囲内において割引することができる。 (1) 【略】 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人 (3)、(4) 【略】 2 管理者は、熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許（以下この項において「運転免許」という。）を取り消されたもの（同条第3項の規定により運転免許を受けた者を除く。）及び同法<u>第105条</u>の規定により運転免許を失効したものに対しては、管理者が定めるところにより、普通旅客運賃を5割の範囲内において割引することができる。 3 前2項に規定するもののほか、特に管理者が必要と認めたときは、軌道運賃料金割引等規則（昭和62年運輸省令第30号）の定めるところにより割引することができる。 第9条～第14条 【略】 別表（第5条関係） 【略】	第7条 管理者は、事業上その他特別の理由により必要があると認めるものに対しては、<u>無料乗車券</u>を発行することができる。 (運賃の割引) 第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、普通旅客運賃、定期旅客運賃又は団体旅客運賃を5割の範囲内において割引することができる。 (1) 【略】 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人 (3)、(4) 【略】 2 管理者は、熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許（以下この項において「運転免許」という。）を取り消されたもの（同条第3項の規定により運転免許を受けた者を除く。）及び同法<u>第105条第1項</u>の規定により運転免許を失効したものに対しては、管理者が定めるところにより、普通旅客運賃を5割の範囲内において割引することができる。 3 前2項に規定するもののほか、特に管理者が必要と認めたときは、軌道運賃料金割引等規則（昭和62年運輸省令第30号）の定めるところにより割引することができる。 第9条～第14条 【略】 別表（第5条関係） 【略】
---	--

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、第8条第2項の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に定める日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に発行されている普通乗車券及び定期乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に市電を貸切旅客運賃で利用する場合における当該貸切旅客運賃の額は、同日前においても、この条例による改正後の第5条第1項第1号の普通旅客運賃を基準として同項第5号の規定により交通事業管理者が定める額とする。